

## 加東市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について

## 1 加東市地域公共交通活性化協議会規約の改正

## (1) 「地域公共交通計画」等への変更

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日から施行されました。これに伴い、地方公共団体が策定する「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」に、「地域公共交通再編実施計画」が「地域公共交通利便増進実施計画」に名称が変更され、「地域旅客運送サービス継続計画」が新設されましたので、関係する条文の文言を変更します。(第1条・第3条第4号～第6号)

## (2) 所掌事務の追加

地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日国自旅第161号)に基づき、市が運営する自家用有償旅客運送に限らず、NPO法人や社会福祉団体などが運営する自家用有償旅客運送についても、必要性及び利用者から収受する対価に関することを協議会で協議するため、関係する条文の文言を変更します。(第3条第2号)

地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業(いわゆるタクシー事業)の営業区域の見直し等を協議会で協議するため、所掌事務に追加します。(第3条第3号)

新しい号を追加することに伴い、第3条第3号以降を1号ずつ繰り下げます。(第3条第4号～第8号)

## (3) 「生活交通確保維持改善計画」への変更

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号)に規定されている計画の名称が「生活交通確保維持改善計画」に変更されていますので、関係する条文の文言を変更します。(第3条第7号)

## (4) 会議の書面開催の明文化

地震、暴風雨、大雪などの自然災害、感染症のまん延等により、会議の開催が困難であるときは、会議を書面開催で行えることを明文化します。(第8条)

新しい条を追加することに伴い、第8条以降を1条ずつ繰り下げます。(第9条～第19条)

書面開催の場合の報償の支払いについて文言を追加します。(第17条第1項)

## 2 加東市地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程の改正

書面開催の場合の報酬の額を定めます。報酬の額は、1回8,000円とし、書面による回答を行った委員に対して支払います。(第2条第2項)

## 3 施行日について

加東市地域公共交通活性化協議会規約と加東市地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程の改正は、令和3年3月30日に施行します。この日を施行日とするのは、次の委員の任期が令和3年3月30日から令和5年5月29日までで、任期の開始日に当たるためです。地域公共交通計画策定の協議等を次の委員に行っていただくため、加東市地域公共交通活性化協議会規約の改正内容を、委員の任期の開始日にあわせて令和3年3月30日から適用します。

また、加東市地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程の改正内容も、次の委員の任期の開始日にあわせて令和3年3月30日以降の書面開催から適用します。

## 加東市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、**地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画****地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続計画**（以下「**形成交通**計画等」という。）の策定並びにこれらの実施に関し必要な協議を行うため、加東市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、兵庫県加東市社50番地加東市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) **市が運営する有償輸送自家用有償旅客運送**の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等の協議に関すること。**
- (34) 形成交通**計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- (45) 形成交通**計画等の実施の協議及び連絡調整に関すること。
- (56) 形成交通**計画等に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (67)** 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）に規定する**生活交通ネットワーク計画生活交通確保維持改善計画**の策定及び変更に関すること。
- (78)** 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

(3) 監査委員 1 人

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長及び監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議（以下、「会議」という。）において報告する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、成立しない場合においては多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

**(会議の書面開催)**

**第8条 地震、暴風雨、大雪などの自然災害、感染症のまん延等、やむを得ない事情により会議を開催することが困難なときは、書面により委員へ賛否を求め、委員から書面による回答を得ることで、会議の決議に代えることができる。**

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなければ、会議の議決に代えることができない。**
- 3 第1項に規定する場合においては、前条第3項の規定にかかわらず委員の代理は認めない。**
- 4 第1項に規定する場合における協議会の議事は、前条第4項の規定を準用する。**

(傍聴)

第8-9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議の内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正かつ円滑な会議運営が阻害されると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とするものとする。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。
- 3 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議結果の取扱い)

第9-10条 協議会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項の変更)

第10-11条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることにより、行うことができる。

(分科会)

第11-12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び事業の実施等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第12-13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、加東市地域公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、加東市職員のうちから会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事業年度)

第13-14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第14-15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15-16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報償及び費用弁償)

第16-17条 委員等は、会議に出席したとき**又は第8条第1項に規定する書面による回答を行ったとき**は、報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17-18条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18-19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

**附 則**

**この規約は、令和3年3月30日から施行する。**

別表（第4条関係）

一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
鉄道事業者
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長又はその指名する者
兵庫県社警察署長又はその指名する者
市民及び地域公共交通の利用者
学識経験者
市長又はその指名する者
その他協議会の運営に必要と認める者

## 加東市地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、加東市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第~~16~~**17**条第2項の規定に基づき、加東市地域公共交通活性化協議会の委員及び規約第7条第5項の規定により会議に出席した者~~（以下「委員等」という。）~~の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報償の額）

第2条 ~~委員等会議に出席した委員及び規約第7条第5項の規定により会議に出席した者~~の報償は、日額8,000円とする。~~ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。~~

~~(1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員である委員等~~

~~(2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等~~

**2 規約第8条第1項に規定する書面による回答を行った委員の報酬は、1回8,000円とする。**

**3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、報酬を支給しないものとする。**

**(1) 国、兵庫県、加東市及びその他団体の常勤職員である者**

**(2) 前号に定めるもののほか、申出のあった者**

（費用弁償の額）

第3条 委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員等については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、加東市の例によるものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

**附 則**

**この規程は、令和3年3月30日から施行する。**